

○厚生労働省告示第四百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1085 胎児胸水排出用シヤント

1086 中心循環系非吸収性局所止血材

1087 吸収性頭蓋骨固定用クランプ